


議員提出議案第十三号

文京区学校給食費の助成により実質無償化を実施する条例


右の議案を文京区議会会議規則第十二条第一項の規定により提出する。


令和二年二月十二日


提出者 文京区議会議員


沢田 けいじ 


萬立 幹夫 

松下 純子 

板倉 美千代 

たかはまなお 

関川 けさ子 

国府田 久美子 



文京区議会議長 殿

文京区学校給食費の助成により実質無償化を実施する条例

(目的)

第一条 この条例は、文京区立の小学校及び中学校（以下「区立学校」という。）の学校給食費（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第十一条第二項に規定する学校給食に要する経費をいう。以下同じ。）について、学校給食費を負担する児童又は生徒の保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第十六条に規定する保護者をいう。以下同じ。）に対し助成金を交付することにより、保護者の負担軽減を図り、子育て支援を推進するとともに、学校給食を充実させ、食育を推進することを目的とする。

(対象者)

第二条 助成金の交付を受けることができる者は、区立学校に在籍する児童又は生徒の保護者とする。

(助成金の額)

第三条 助成金の額は、学校給食費に相当する額とする。ただし、国又は地方公共団体の負担において学校給食費の全部又は一部の給付を受けた場合には、助成金から当該給付額を除くものとする。

(助成金の交付申請)

第四条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより区長に申請しなければならない。

2 前項の場合において、申請者は、助成金の申請及び受領について、児童若しくは生徒が在籍する区立学校の校長又は文京区教育委員会に委任するものとする。

(助成金の交付決定)

第五条 区長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

(交付決定の取消し)

第六条 区長は、申請者が偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたときは、当該助成金の交付決定の

全部又は一部を取り消すものとする。

(返還)

第七条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金を交付しているときは、申請者に対し、期限を定めてその返還を命じることができる。

(委任)

第八条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(説 明)

学校給食は教育の一環であり、生きる上で基本である食育は、子どもが豊かな人間性を育み生きる力を身に付けていくための教育の柱と位置付けています。また、学校給食の無償化は、給食費の徴収や督促など教員の事務負担や学校給食費を負担する児童又は生徒の保護者における負担軽減を図ることになることから、子育て支援の推進と義務教育無償の理想を実行するため、本案を提案いたします。